

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

SEPTEMBER 2019
 VOL.614

9



台風一過(那珂湊平磯海岸)

写真提供者：ひたちなか市 浅野 健治 氏

●2019 9月号 CONTENTS●

令和元年度全国労働衛生週間実施要綱……………2
 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰……………5
 9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です……………6
 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です……………7
 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります……………8
 働く女性の妊娠・出産前後に事業主が講ずる措置とは……………9
 労働基準行政功労者の方に感謝状……………10
 労働保険料の納付はお済みですか……………11
 過重労働解消のためのセミナーを開催します……………11

医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう……………12
 年次有給休暇の年5日取得の義務化がスタート……………13
 「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス……………13
 事業場における治療と仕事の両立支援セミナーのご案内……………14
 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内……………15
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 死亡災害発生状況……………15
 講習会のご案内……………16

令和元年度(第70回)全国労働衛生週間スローガン

『健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場』

準備期間9/1～9/30 本週間10/1～10/7

令和元年度 全国労働衛生週間 実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は200件前後で推移していたが、平成30年度は158件となっている。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

このような状況の中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%にとどまっている。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいなく感じている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」一部特別集計)。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に起因する労働災害は、年間450件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は52.8%、ラベル表示及びSDS交付の実施率はそれぞれ77.3%、69.1%にとどまっている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

また、化学物質によるがん等の遅発性疾患に関しては、オルトリンジヤMOCAの取扱事業場における膀胱がんの集団発生事案など従前は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

さらに、過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000件前後で推移しており、そのうち特に建設業では500件を超えている。また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されている。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされた。また、平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立した(2020年4月完全施行予定)。このような状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は37.3%となっている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における

労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生法(平成31年4月1日施行)に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 自殺予防週間(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした「一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
- b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

- e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

(エ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、保温材等の除去、封じ込め等の徹底(貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合(不明な場合を含む。)における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等

(オ) 受動喫煙対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

(カ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成31年3月28日付け基発0328第29号、健発0328第1号、職発0328第32号)に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用

(キ) その他の重点事項

- a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

- 腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づく以下の対策の実施
- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)の実施
- (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- (a) WBGT値(暑さ指数)の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
- (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (d) 救急措置の事前の確認と実施
- c 事務所や作業場における清潔保持
労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 健康管理の推進
- 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)として、以下の事項を重点的に実施
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (ア) 石綿障害予防対策の徹底
- a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底(特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿润化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底)
- b 石綿製品の全面禁止の徹底(輸入品の事前の石綿含有分析を含む。)
- c 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (イ) 粉じん障害防止対策の徹底
- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)としての次の事項を重点とした取組の推進
- (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (d) じん肺健康診断の着実な実施
- (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (ウ) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (エ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- (オ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- (カ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (ク) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
- a 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- b 製造業、建設業等において有機溶剤、特定化学物質等を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- 東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、その他、自然災害等被災地に関しては(ウ)の取組を実施する。
- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
- (ウ) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰 ～優良賞(安全確保対策)を受賞～

茨城労働局労働基準部健康安全課

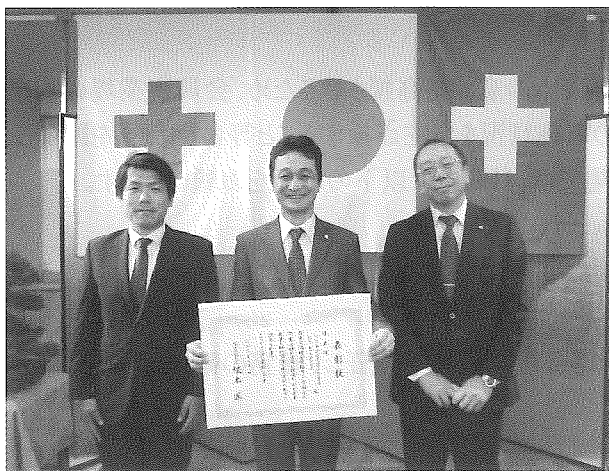
厚生労働省は、毎年、全国安全週間中に安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる優良事業場等に対して、安全衛生表彰を行っているところです。

令和元年度は、全国で、優良賞は12事業場、奨励賞は13事業場が受賞しました。

茨城県の関係では、フジタ・平成建設特定建設工事共同企業体が石岡市新庁舎建設工事で厚生労働大臣優良賞を受賞し、去る7月1日、東京都千代田区大手町のLEVEL XXI(レベルトゥエンティワン)東京會館において厚生労働大臣から伝達されました。

石岡市新庁舎工事現場では、平成29年3月17日から平成30年12月15日までの全工期を通じて無災害(延労働時間392,639時間)であったことが評価されたことは勿論ですが、安全性の高い施工仕様や施工方法の選択から始まり、協力会社も含めたリスクアセスメントの推進、玉掛け作業勉強会や可搬式作業台の勉強会の開催、特に墜落災害防止を重点目標に掲げた隙間のない仮設設備の先行や不安全行動を見逃さない監視人の適切な配置、安全衛生意識の高揚と維持を目的とした独自の取組では、朝礼で作業員全員が瞑想し、愛する家族等を思い浮かべ安全作業を心に誓う『まぶたの家族』運動を展開するなど、労働災害防止に向けた積極的な取組と創意工夫が特に優秀であり、高い評価につながったものです。

なお、今回の厚生労働大臣賞の受賞を受けて、10月4日に茨城労働局が後援となり開催される茨城県産業安全衛生大会(一般社団法人茨城労働基準協会連合会及び県内労働災害防止団体主催)において、厚生労働大臣優良賞を受賞した本工事関係者の出席をいただき、表彰状と楯の披露を予定しています。



左側：平成建設(株)佐々木営業課長、中央：飯野現場所長、右側：三浦関東支店長



受賞した厚生労働大臣優良賞の盾



「まぶたの家族」運動展開中(※右上のぼり)

9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、粉じん障害防止対策を推進するため、昨年4月から令和5年3月までの5か年計画とする「第9次粉じん障害防止総合対策」を策定し、事業者が特に実施すべき措置として、「粉じん障害を防止するための事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)を示しました。また、9月の全国労働衛生週間準備期間は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の徹底を図ることとしております。

【重点事項】

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) 石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) (1)から(3)までを除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
- (5) 呼吸用保護具の使用を徹底及び適正な使用を推進
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理を推進

各団体では、月間中に粉じんの有害性や粉じん障害防止対策への意識を高揚させるため、会員事業場の安全衛生パトロールを実施することや会員事業場の講ずべき措置の実施状況を自主点検すること等各種行事を開催し、粉じん障害防止の効果的な推進を実施するとともに、各事業場では、月間中に以下の取組をお願いします。

【月間中の主な取組事項】

1 労働衛生管理体制の確立

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、保護具着用管理責任者を選任し、職務の確実な実施。衛生委員会を開催し、粉じん対策を徹底。

2 「粉じん対策の日」の設定

「粉じん対策の日」を定め、呼吸用保護具・局所排気装置等を点検、たい積粉じん除去のための清掃等を集中的に実施。

3 粉じん発散の防止

局所排気装置等による換気の確保、定期自主検査に基づく補修を実施。

4 粉じん吸入の防止

岩石等の裁断・研磨・粉碎、アーク溶接、金属の研磨、ずい道等建設工事等における高性能な電動ファン付き呼吸用保護具を着用及びその適切な使用を徹底。

5 作業環境測定の実施等

作業環境測定結果の評価に基づいた設備及び環境等の改善を実施。

6 じん肺健康診断及び事後措置の実施

就業時や定期のじん肺健康診断を実施、事後措置を実施。

7 教育の実施

じん肺の予防及び健康管理教育を実施、有所見労働者のじん肺の増悪を防止するため、健康管理教育を実施。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です! ～健康診断と事後措置の徹底を!～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を推進するため、9月の全国労働衛生週間準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と定め、健康診断及び事後措置等による健康管理対策の徹底を図ることとしております。

1 健康診断の適切な実施、異常の所見のある労働者の業務内容に関する 医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

(1) 健康診断の種類とその適切な実施

- ① 一般定期健康診断(雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者等の健康診断)
- ② 特殊健康診断(有機溶剤、鉛、特定化学物質等の取扱いに常時従事する労働者等)
- ③ じん肺健康診断(粉じん作業に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者等)
- ④ 歯科医師による健康診断(塩酸、硝酸、硫酸等を発散する場所に常時従事する労働者)
- ⑤ VDT作業、騒音作業、重量物取扱い作業、身体に著しい振動を与える業務等に係る指針・通達による健康診断

(2) 健康診断実施後の事後措置の徹底

健康診断の結果、異常の所見のある労働者については、医師等の意見を聴取し、必要があると認められるときには、対象者の実情を考慮して①就業場所の変更②作業の転換③労働時間の短縮④深夜業の回数の減少等適切な措置を講じる必要があります。

2 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

健康診断の結果、医療保険者から事業者へ、特定健康審査に相当する項目の記録の写しの提供を求められたときには、その記録の写しを提供する必要があります。なお、この提供は、個人情報保護法第23条により第三者提供に係る労働者本人の同意は不要とされています。

4 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

小規模事業場が、医師を確保し、労働者に対する保健指導・健康相談等の産業保健サービスを提供することは容易ではありません。そこで、小規模事業場の労働者が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、県内9箇所に地域産業保健センターを設置しており、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び個別訪問による産業保健指導等を原則無料により提供しています。

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります!

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※パワーハラスメントの措置義務については、
中小企業は、公布後3年以内の政令で定める
日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※改正法は令和元年6月5日に公布。

○職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります
(適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)。

○パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができますようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

○職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。

○雇用管理上の措置の具体的内容(現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討)

- ▶事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶苦情などに対する相談体制の整備
- ▶被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます

(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))

※セクハラ等を行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱い**を行うことが**禁止**されます。

3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置
(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めること**とされます

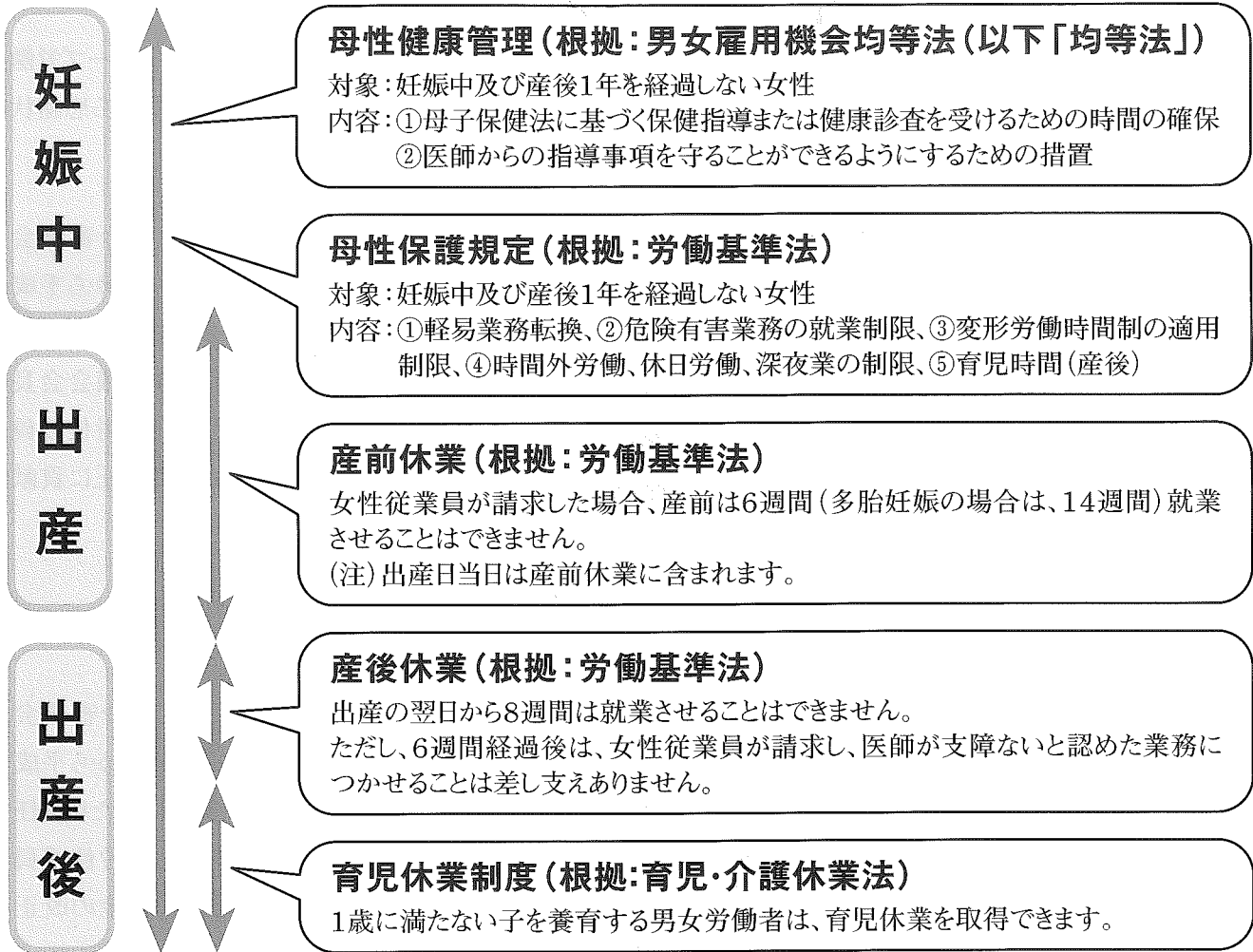
※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます

※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

詳しくは茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)までお問合せください。

働く女性の妊娠・出産前後に 事業主が講ずる措置とは



それぞれの制度の詳細は、『女性にやさしい職場づくりナビ』(PC版 <http://www.bosei-navi.go.jp/>)をご参照いただくか、下記までお問合せください。

【相談・問い合わせ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL 029-277-8295)

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています (均等法第9条関係)

均等法では、妊娠・出産・産前産後休業を取得したことを理由とする解雇に加えて、厚生労働省令で定める妊娠中の時差通勤などの母性健康管理措置や、深夜業免除などの母性保護措置を受けたことなどを理由とする解雇その他不利益な取扱い (例えば、契約の更新をしないことや正社員からパートへの身分転換の強要など) が禁止されています。

妊娠・出産、育児休業等の制度利用等に関するハラスメント行為の防止対策を講じなければなりません (均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条関係)

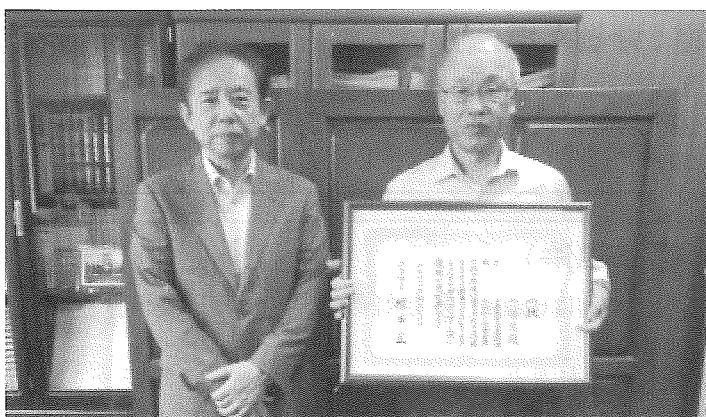
均等法、育児・介護休業法では、職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントについて、事業主に防止措置を講ずることを義務付けています。労働者個人の問題として片付けるのではなく、雇用管理上の問題ととらえ、適切な対応をとることが必要です。

ご注意ください

労働基準行政功労者の方に感謝状

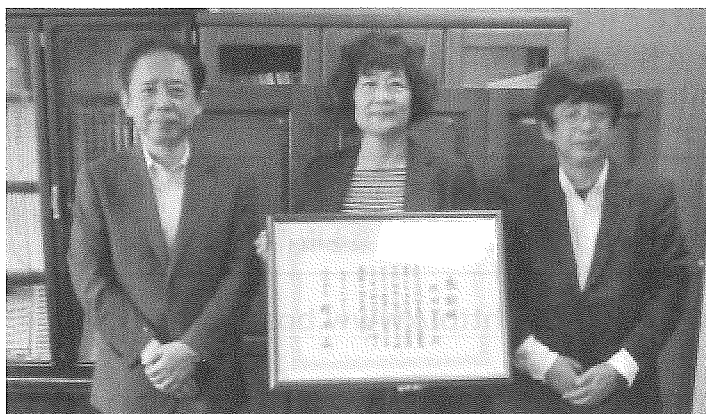
厚生労働省では、労働基準行政に係る施策推進に顕著な功績がある方に対し、労働基準行政功労者表彰を行っています。

このたび、武田隆志法律事務所所長の武田隆志氏、はな法律事務所所長の横田由美子氏、カスミグループ労働組合連合会会長の高松栄氏、株式会社宮本製作所代表取締役社長の宮本洋治氏へ厚生労働大臣から感謝状が贈呈されました。



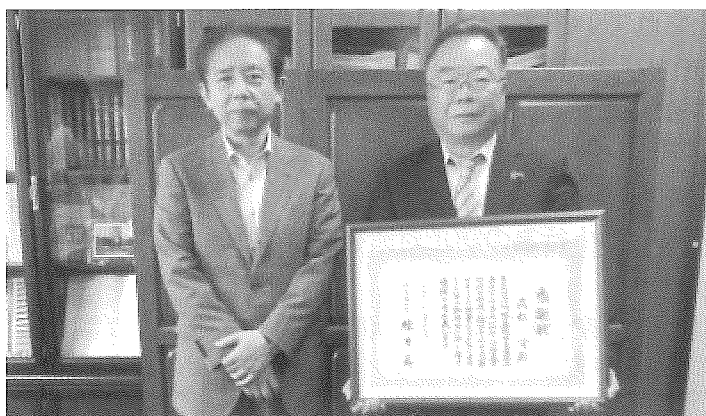
福元局長(左) 武田氏(右)

武田氏は、茨城地方最低賃金審議会の公益代表委員を平成20年4月から平成31年3月まで11年間の多年にわたり歴任され、その間、平成23年からは審議会会長として審議の中心的役割を担い、労使委員との意見調整など最低賃金の改正に貢献されました。



福元局長(左) 横田氏(中) 細江基準部長(右)

横田氏は、茨城地方最低賃金審議会の公益代表委員を平成20年4月から平成31年3月まで11年間の多年にわたり歴任され、公益委員として、積極的に労使委員との意見調整を図るなど最低賃金の改正に貢献されました。



福元局長(左) 高松氏(右)

高松氏は、茨城地方最低賃金審議会の労働者代表委員を平成20年4月から平成31年3月まで11年間の多年にわたり歴任され、労働者委員の中心的人物であり、茨城県地域の実情に応じた適正な最低賃金の改正に貢献されました。



福元局長(左) 宮本氏(右)

宮本氏は、茨城地方最低賃金審議会の使用者代表委員を平成21年4月から平成31年3月まで10年間の多年にわたり歴任され、使用者委員の調整に努め、茨城県地域の実情に応じた適正な最低賃金の改正に貢献されました。

労働保険料の納付はお済みですか 9月は労働保険料滞納整理強化月間です

労働保険とは労災保険と雇用保険との総称です。農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種、規模の如何を問わず労働保険の適用事業となります。

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、9月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督励を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付してください。

なお、保険料の納付等にかかるお問合せは茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

9/12(木) 定員100名 参加申込み受付中

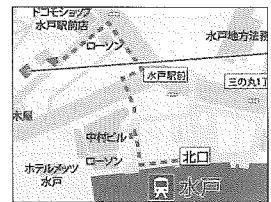
過重労働解消のためのセミナー(無料)を開催します

過重労働の解消を図るために必要な知識やノウハウについて、具体的な取組事例などを紹介する企業の方・一般の方に向けたセミナーです。

[開催日時] 令和元年9月12日(木) 14:00~16:30

[会場] 水戸駅前総研ビル 6F カンファレンスルーム (水戸市宮町2-4-8)

[申込み等] 詳しくは [茨城労働局HP\(⇒イベント情報\)](#)



「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面(表裏)を必ずご確認のうえお送りください
FAX **03-5913-6409**

参加希望日	9月12日 <small>※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス</small>	会場名				
フリガナ		フリガナ				
氏名		企業・団体名	参加希望人数			名
業種		企業規模				5名様以上は TEL確認をお願いします
TEL	-		10名未満	10~100名	101~200名	300名以上
FAX	-	e-mail	@			
			<small>※いずれかを○で囲む</small>			

医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう!

～ 医療勤務環境改善マネジメントシステムを活用しましょう ～

厳しい勤務環境に置かれている医師や看護職等の医療従事者が健康で安心して働ける環境の整備は、質の高い医療の提供や医療安全の確保等を図る上でも、極めて重要です。

平成26年の医療法改正(※)により、医療機関の管理者が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むこととする努力義務規定が創設されました。

PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み「医療勤務環境改善マネジメントシステム」を活用して、医療従事者がいきいきと働ける職場づくりを行ってください。

勤務環境改善を進める際には、医療機関のトップの高い意識と方針表明が極めて重要です。

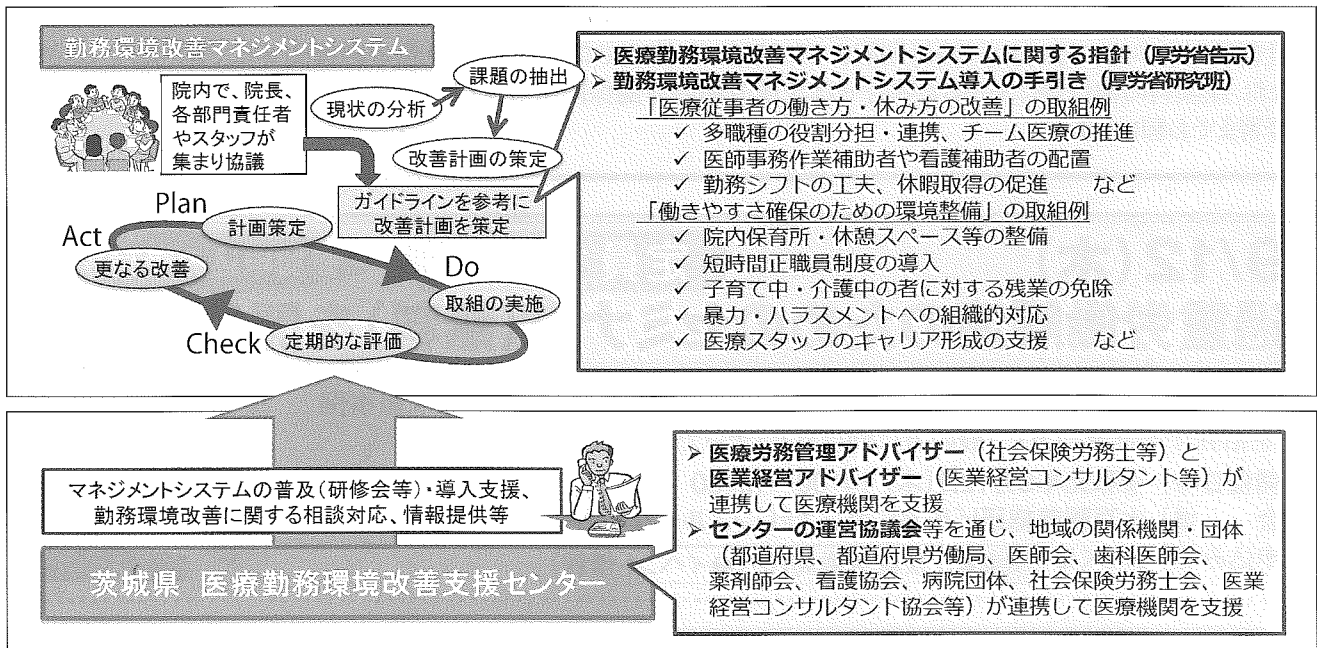
茨城県医療勤務環境改善支援センターがパートナーとして、医療機関を支援します。

※医療法第30条の19 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

医療勤務環境改善マネジメントシステムとは?

各医療機関においてPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に取り組む仕組みです。

医師・看護職・薬剤師・事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善活動を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的としています。



茨城県医療勤務環境改善支援センター

医療勤務環境改善支援センターでは、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、医療経営アドバイザーと医療労務管理アドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行っています。

何をどう取り組もうか迷ったら、お気軽に、茨城県医療勤務環境改善支援センターへご相談ください。

〒310-0852 水戸市笠原町489 一般社団法人茨城県医師会内4階

TEL 029-303-5012 / FAX 029-303-5116

上記に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで

平成31年4月から

有給休暇の取得率は今どれくらい？

年次有給休暇の年5日取得の義務化がスタート!

～年次有給休暇が10日以上付与されている全ての労働者について、付与から1年以内に5日以上取得させる必要があります。～

2019年4月から、働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制※、年次有給休暇の年5日取得義務化などがスタートしました。また、2020年4月※からは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。

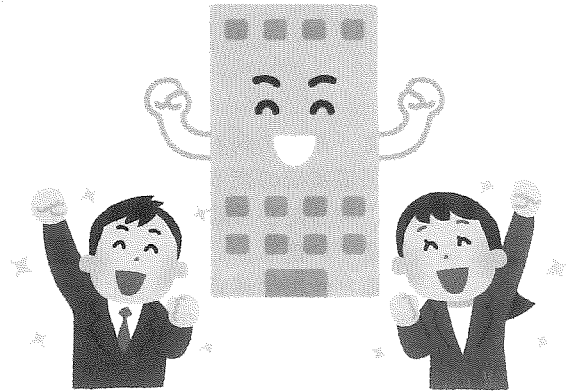
※中小企業については、時間外労働の上限規制は2020年4月から、不合理な待遇差の禁止は2021年4月から適用されます。

現在施行されている働き方改革関連法の中で、年次有給休暇の年5日取得義務化(労働基準法第39条)は、企業規模に関係なく、すべての事業場に適用されるものです。

10日以上有給休暇が付与されている全ての労働者(パート・アルバイト含む)について、付与日(基準日)から1年以内に5日以上取得させる必要がありますので、労働者ごとに年次有給休暇の付与日数とその付与日、取得日数(残日数)などを確認の上、計画的な年休取得を進めましょう!

年次有給休暇の付与日数などについては、『年次有給休暇管理簿』を作成し、これにより各労働者の付与日、取得日数などを記録する必要があります。

なお、年次有給休暇の取得計画を定めるにあたっては、あらかじめ労働者から希望時季などを聴取するなど、一方的に会社の都合だけで設定しないような配慮をすることが必要です。



働き方改革に取り組む事業主のみなさまへ

「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス!

労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入などにより長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図る…これまでの働き方を見直す取り組みを、「働き方改革」といいます。

「働き方改革」により、企業の魅力アップ・優秀な人材確保が実現し、生産性向上や離職率低減などに繋がります。

労働時間・休日の制度の見直しについて、専門家によるアドバイスを受けてみませんか？

働き方・休み方改善コンサルタント が、

あなたの会社を訪問します。 **無 料**



<お問合せ・お申込先> 茨城労働局 雇用環境・均等室

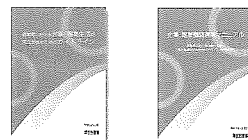
TEL 029-277-8295 (平日8:30～17:15) FAX 029-224-6265

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

※働き方・休み方改善コンサルタントは、茨城労働局が、専門的な知識と豊富な経験を有する「社会保険労務士」等をコンサルタントとして任用しているもので、ご相談・助言の内容に関する秘密は守られます。

事業場における治療と仕事の両立支援 セミナーのご案内

かつて「不治の病」とされていたがんをはじめとする疾病の多くは、近年の医療技術の進歩により「長くつきあえる病気」に変化しつつあり、「病気になったから離職する」という選択肢は必ずしも当てはまらなくなってきています。



「治療と仕事の両立支援」の推進は第13次労働災害防止計画や働き方改革実行計画においても企業経営者が積極的に取り組むべき課題として明確に位置付けられており、労働者の高齢化に伴い貴重な人材を活用することで職場の生産性向上や社会全体の活性化にも役立ちます。

また、厚生労働省は平成28年2月に定めた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を定め、さらに本年3月に事例編を拡充した「企業・医療機関連携マニュアル」（同ガイドライン参考資料）を発行し、治療と仕事の両立支援の周知・定着を図っているところです。

本セミナーでは、当センター産業保健相談員による同ガイドラインの解説の他、各事業場様の今後の支援の進め方の参考にしていただく目的で、県内の事業場で実際に治療と仕事の両立支援を進めている担当者から好事例を紹介していただく予定です。

開催日程	日時	会場	定員	参加費
	令和元年 11月21日(木) 13:30~15:30	ワークプラザ勝田 大会議室 (ひたちなか市大字東石川1279番地)	150名	無料
内容	① 茨城労働局 あいさつ ② 治療と仕事の両立支援事例紹介～事業場内で両立支援に取り組む担当者より～ <small>量子科学技術研究開発機構 核融合研究開発部門 那珂核融合研究所 管理部庶務課 管理部総務課 保健師 橋村佳代子</small> ③ 講演 「事業場における治療と仕事の両立支援について」 <small>日本製鉄(株) 鹿島製鉄所 安全環境防災部 安全健康室主幹 産業医 茨城産業保健総合支援センター 産業保健相談員 田中完</small> ④ その他 行政説明など			
申込方法	当センターホームページをご覧ください			

開催者： 一般社団法人茨城県経営者協会 茨城県中小企業団体中央会
 茨城県商工会連合会 茨城県商工会議所連合会
 独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

後援： 厚生労働省茨城労働局 茨城県
 協賛： ひたちなか市 一般社団法人茨城労働基準協会連合会

お問合せ： 茨城産業保健総合支援センター TEL029-300-1221



実習実施者等のみなさまへ 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、外国人技能実習生を雇用する実習実施者においては、技能実習責任者及び事業所毎に技能実習指導員・生活指導員を選任することが義務付けられており、10月に水戸会場にて養成講習を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会は、「養成講習機関」として厚生労働大臣の告示を受けて養成講習を実施している機関です。

- 1 開催日時

(1) 監理責任者等養成講習	令和元年10月28日(月) 午前8時50分～午後4時40分
(2) 技能実習責任者養成講習	令和元年10月29日(火) 午前8時50分～午後4時40分
(3) 技能実習指導員養成講習	令和元年10月30日(水) 午前8時50分～午後4時20分
(4) 生活指導員養成講習	令和元年10月31日(木) 午前8時50分～午後3時15分
- 2 開催場所 一般社団法人茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)(駐車場有り)
- 3 受講申込方法

受講申込は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会のホームページよりインターネット申込のみとなります。申込方法については、インターネットの検索窓で「全基連」と入力してトップページから「外国人技能実習制度関係者養成講習」バナーをクリックして下さい。(全基連のトップページには、茨城労働基準協会連合会のホームページからもアクセスできます。)

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 TEL 03-5283-1031
(外国人技能実習制度関係者養成講習担当直通)

県内の労働災害発生状況速報 (令和元年7月末現在)

業種別		令和元年		前年同期	
		()		()	
計		(10)	1,390	(17)	1,564
製造業		(7)	412	(2)	459
鉱業		(0)	5	(0)	4
建設業		(1)	146	(8)	180
内訳	土木	(1)	28	(4)	43
	建築	(0)	84	(2)	77
	その他	(0)	34	(2)	60
運輸交通業		(1)	187	(3)	197
貨物取扱業		(0)	17	(1)	18
農林業		(0)	20	(0)	24
畜産水産業		(0)	65	(0)	51
商業		(1)	199	(2)	199
その他		(0)	339	(1)	432

(注) ()内は、死亡者で内数

令和元年死亡災害発生状況 7月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
7月 6～7時	製造工 40歳代 25年	製鉄・製鋼・ 圧延業	はさまれ・ 巻き込まれ	切断した鉄くずを一時的に集積する設備(パイラー)の修理作業において、油圧シリンダーで傾く構造をもつ可動式の床(受台)の下に入り、その床を支える油圧シリンダーの傾きを調整するため、同僚が可動式の床を下げる操作を行ったところ、油圧で下がってきた床とコンクリート基礎部に頭部を挟まれて、死亡した。
			その他の 金属加工用 機械	

講習会のご案内(令和元年9月中旬~10月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
9/17~18・19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/15~16・17・18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/15~16・17・18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
9/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/30~31	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/30~31	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
乾燥設備作業主任者		
10/15~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
9/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
玉掛け		
9/26~27・30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/27~28・29	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
10/3~4・5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
フォークリフト運転(学科)		
9/16	平成館 (古河市)	古河協会
9/30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
10/3	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/6	平成館 (古河市)	古河協会
10/8	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
ショベルローダー等運転		
10/15, 16~18, 23~25	茨城県職業人材育成センター (水戸市)	連合会
床上操作式クレーン運転		
10/10~11・12	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/11~12・13	平成館 (古河市)	古河協会
10/17~18・19・20	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
小型移動式クレーン運転		
9/17~18・19・20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
9/26~27・29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/24~25・26	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
9/24~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/3~4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/31~11/1	平成館 (古河市)	古河協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
9/18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/12	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
9/25	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
10/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
アーク溶接等の業務		
9/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/30~31	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

電気取扱業務(低圧)		
9/27~28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/27~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
9/24・25・26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
9/28~29	平成館 (古河市)	古河協会
10/11~12	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/11~12	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
10/2~3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
特化物能力向上教育		
10/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長・安全衛生責任者能力向上教育		
10/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
9/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/8~9	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/10~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/10~11	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/10~11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
9/25~26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/5~6	平成館 (古河市)	古河協会
10/7~8	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全管理者選任時研修		
10/10~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/7~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
9/18	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
雇用管理研修(建設業)コミュニケーションスキル等向上		
10/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
10/29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
外国人技能実習法		
監理責任者等養成講習		
10/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
技能実習責任者養成講習		
10/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
技能実習指導員養成講習		
10/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
生活指導員養成講習		
10/31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478